

都筑区薬剤師会 入会と会費のご案内

2023.10改定

	入会金	申込	前期会費 4-9月	後期会費 10-3月
開設者会員	30,000	様式1	18,000	18,000
開設者管理薬剤師会員	30,000	様式2	18,000	18,000
管理薬剤師会員	10,000 変更の場合は0	様式3	6,000 変更の場合は0	6,000 変更の場合は0
勤務薬剤師会員	10,000	様式4	6,000	6,000
個人会員	10,000	様式5	6,000	6,000

開設者会員	薬局開設者が管理薬剤師ではない者
開設者管理薬剤師会員	薬局開設者が管理薬剤師として勤務する者 開設者本人から管理薬剤師を変更した場合には、新たに管理薬剤師会員の入会が必要となる
管理薬剤師会員	管理薬剤師として会員薬局に勤務する者 所属薬局が入会金、会費を支払い、各種連絡事項、郵便物は所属薬局宛てに送付する会員を指す
勤務薬剤師会員	会員薬局に勤務し、所属薬局が入会金、会費を支払い、各種連絡事項、郵便物は所属薬局宛てに送付する会員を指す
個人会員	個人が入会金、会費を支払い、各種連絡事項、郵便物は個人宛てに送付する会員を指す。都筑区内に在住又は都筑区内に就業する薬剤師。

入会資格（会則 第1章総則 第2条より）

本会は都筑区内に在住または在勤する薬剤師、都筑区内で開局している薬局開設者で構成される。本会の会員となるには、別途定める入会申請書を事務局に提出する。入会は、会長が会員として認定し、後日理事会で承認を得る。本会を退会する時は、別途定める退会届の受理を持って承認することとする。

- ・当会に新規で加入する薬局は、原則として開設者会員と管理薬剤師会員が併せて入会する。
但し、開設者管理薬剤師会員は管理薬剤師を兼務しているのでこの限りではない。

- ・管理薬剤師会員、勤務薬剤師会員が入会する場合についての責任は必ず開設者が負うこと。
- 又、管理薬剤師会員、勤務薬剤師会員が入会する場合には、必ず開設者の許可を受けること]

薬局の新規入会の場合

1) 開設者会員の入会 + 管理薬剤師会員の入会

2) 開設者管理薬剤師会員の入会

いずれの場合も、薬局の新規開局による入会の場合は（既存の薬局の譲渡による開設の場合も含む）開設者が都筑区薬剤師会会長との面談を行う。

会費の徴収

会費は年2回 4月と10月に半期分を徴収する

前期 (4月1日から9月30日)	4月に徴収する
後期会費 (10月1日から3月31日)	10月に徴収する

法人開設者会員が2店舗以上の店舗を開設している場合の入会金と会費

		入会金	前期会費	後期会費
1店舗目	開設者会員	30,000	18,000	18,000
	管理薬剤師会員	10,000	6,000	6,000
2店舗目以降	開設者会員	入会金免除	6,000	6,000
	管理薬剤師会員	10,000	6,000	6,000

会費は原則として口座引き落としとする

振込みを希望する会員は、入会承認後に伝える口座へ期日までに入金すること。

届出事項の変更について

入会届の記載事項に変更があった場合 様式7（変更届）を事務局に提出する

a 管理薬剤師の変更（薬局内部での変更）

b 法人内部の開設者の変更、法人が変わらない場合の譲渡による開設者の変更

c 開設者の変更（薬局譲渡による新規開局。法人の変更による開設者の変更）

d 開設者会員、管理薬剤師、勤務者会員から個人会員への変更

e その他 住所、氏名、連絡先（メールアドレス、電話、ファックスの変更）、
個人会員の勤務先の変更 等

a 管理薬剤師の変更

薬局内において管理薬剤師会員 A 氏から B 氏に変更する場合の届出 様式7の変更届を提出

前任者 A 氏が退会する場合	A 氏が勤務者会員となる場合	A 氏が個人会員となる場合
A 氏の退会届 様式6提出	変更届 様式7 (管理薬剤師→勤務者会員)	変更届 様式7(管理薬剤師 →個人会員)および個人会員 入会届 様式-5
	入会金 免除 0円 半期会費 6,000	入会金 免除 0円 半期会費 6,000

新任 B 氏が会員でない場合	B 氏が勤務者会員の場合	B 氏が個人会員の場合
B 氏の入会届 様式3	変更届 様式7	変更届
入会金 特例により免除 半期会費 前任者の会費の支 払いを引き継ぐ	入会金 特例により免除 半期会費 前任者の会費の支 払いを引き継ぐ	入会金 特例により免除 半期会費 前任者の会費の支 払いを引き継ぐ

b 法人内部の開設者の変更

法人が変わらない場合の譲渡による開設者の変更

K 薬局（開設者 A 氏→新開設者 B 氏）

様式 7 の変更届を事務局に提出

前開設者 A が退会する場合	A が勤務者会員となる場合	A が個人会員となる場合
退会届様式 6	変更届様式 7 (開設者会員→勤務者会員)	変更届様式 7 および入会届 様式 5
	入会金 免除 半期会費 6,000	入会金 免除 半期会費 6,000

新開設者 B が会員でない場合	B が勤務者会員の場合	B が個人会員の場合
入会届 様式 1	変更届様式 7 (勤務者会員→開設者会員)	変更届様式 7 (個人会員→勤務者会員)
入会金 特例により免除 半期会費 前任者の会費を引き 継ぐことができる	入会金 特例により免除 半期会費 前任者の会費を引 き継ぐことができる	入会金 特例により免除 半期会費 前任者の会費を引 き継ぐことができる

* 法人を変更しない場合の開設者の変更（例：親から子への変更）

c 開設者の変更（薬局譲渡による新規開局。法人の変更による開設者の変更）

K 薬局（開設者 A 氏または法人 A）→K 薬局（新規開設者 B 氏または法人 B）

K 薬局前開者 A 氏	K 薬局管理薬剤師会員	K 薬局勤務者会員
退会届 様式 6	退会届 様式 6	退会届 様式 6

K 薬局 新規開設者 B 氏	K 薬局 新管理薬剤師	K 薬局 新勤務社会員
入会届 様式 1	入会届 様式 3	入会届 様式 4
入会金 30,000 円 半期会費 18,000 円 B 氏がすでに当会会員（勤務、個人）会員の場合は、変更届様式 7 を記入のうえ、開設者会員との入会金の差額 20,000 円を入会金とする。 半期会費 18,000 円	入会金 10,000 円 半期会費 6,000 円 （区薬に新規入会の場合）	入会金 10,000 円 半期会費 6,000 円 （区薬に新規入会の場合）
B 氏が区内 2 件目以降の薬局開設となる場合、入会金は免除される。半期会費 6,000 円	K 薬局に以前から管理薬剤師として勤務している場合入会金および半期会費は不要	K 薬局に以前から勤務薬剤師として勤務している場合入会金および半期会費は不要

屋号に変更のない場合でも薬局開設者（経営者、法人）の変更は新規開設と同様の手続きとする
 前開設者 A 氏および K 薬局に所属する会員は、全員退会届様式 6 を提出する
 新規開設者 B および K 薬局に所属する会員は、入会届様式 1 および様式 3 または様式 4
 を提出する。このとき、新規開設者 B が当会会員の場合は、変更届様式 7 を提出のうえ、
 開設者会員と管理薬剤師、勤務者会員、個人会員との入会金の差額を入会金として支払う。
 B 氏がすでに区内に薬局を所有しており、2 件目以降の薬局の開設となる場合は、入会金は
 免除される。

K 薬局に所属する薬剤師が当会会員であった場合、入会金の支払い、および該当期内の会費の支払いは免除される。管理薬剤師に変更がない場合は、管理薬剤師の入会金は不要。半期会費は引き継ぐことができる。

d 薬局所属の会員から個人会員への変更

個人会員入会申込書様式5と変更届様式7の提出

入会金は発生しない 会費引き落とし口座の登録が必要

郵便物の発送先は、自宅宛以外は認めない

e その他

住所、氏名、連絡先（メールアドレス、電話、ファックスの変更）、

個人会員の勤務先の変更 等々 様式7の提出

<入会金および会費の特例>

1 区内2件目以降の薬局開設について

2件目以降の薬局においても、薬局開設者と管理薬剤師の入会が必要。

薬局開設者の入会金は免除される。半期会費は勤務者会員と同額とする。

半期会費は開設者会員18,000円ではなく特例として6,000円とする。

2 管理薬剤師の入会金と会費

管理薬剤師の入会金と会費は、担当者の変更があっても前任者の支払いを引

き継ぐことができるものとする。管理薬剤師の変更があっても、入会金および該

当期の会費は発生しない。(管理薬剤師会員に限る)

3 管理薬剤師会員、勤務者会員の勤務先の変更

会員の勤務先の移動の場合、入会金は免除される

問い合わせ先 書類提出先

都筑区薬剤師会事務局宛 tzy-jimukyoku@ical.jp